

京都市告示第 3 8 7 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 号の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。
当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 1 0 月 1 9 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	西賀茂水0105号	旧	(起点) 北区西賀茂鹿ノ下町300番地の1 (終点) 北区西賀茂鹿ノ下町300番地の1
		新	(起点) 北区西賀茂鹿ノ下町300番地の1 (終点) 北区西賀茂大栗町300番地の3

(産業観光局農林振興室農林企画課)